

必要に応じて提出いただく資料	例示・備考
H25.8.1～R8.3.31の間で該当の加算等がある場合 ■「加算等の申出」が必要とされる挙証資料 <u>※資料添付がなくても申出可能です。</u>	<u>具体資料はページ下部参照</u>
代理による申出を行う場合 ■委任状（様式あり） ■代理人の身分確認書類 ■本人との関係を証する書類	代理人の身分証明書類【下記のいずれか 1 点】 ・マイナンバーカードの写し（表面（番号の記載がない面）） 《注意 !! マイナンバーカードの裏面は添付しないでください。》 ・運転免許証の写し ・在留カードの写し 等 本人との関係を証する書類【該当するもの 1 点】 ・世帯員及び親族：戸籍謄本 ・施設等の職員：職員であることが分かる書類